③≪外国人材≫国家戦略特区等にかかる検討要請回答

	提案主体の氏名又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	橿原市・高取町・明日香村・奈良県立医科大学	最先端医療を核とした飛鳥型インキュベーション地域の実現	海外からの外国人患者の受入増加による継続可能な集患モデルの構築 ・国内に限らず、海外の医療機関から放射線治療適応患者の紹介ルートを確立する為、海外の専門研究機関や医療機関との連携を強化する。 ・日本国内で治療を希望する海外の患者に対して、最適な医療機関の紹介、来日に要する手続きの迅速化、滞在中のサポートなど、海外患者の受入態勢を整えるとともに、選ばれるための医療機関の発信力を強化する。 ・国際病院機能を実装し、医療通訳者、翻訳、院内多言語化の導入を行う。	・医療ビザの発行には最低5営業日を要する。 ・外国人患者がビザを取得するには身元保証が必要である。	出入国管理及び難民認定法 外務省設置法第4条第13号に基づく運用	外国人患者の医療滞在ビザ発給の迅速化（迅速な最先端医療の提供） 外国人患者を円滑に受け入れるため、医療ビザ発給の迅速な対応や手続きの簡素化及び患者の家族や介添え人への適応拡大のため、民間事業者との連携の下、必要な施策を講ずる。	外務省	我が国の査証政策は重要な外交政策の一つとして、二国間関係や、国際情勢の変動、感染症対策、国内治安等の状況の変化を踏まえた機動的かつ弾力的な対応が求められるものである。 本案のとおり、国家戦略特区等の枠組みを利用した場合、外交政策の枠外に新たな査証制度が別途構築されることとなり、外交政策を機動的・弾力的に実施できない場面が生じかねないため、対応不可である。 また、医療滞在ビザの発行に最低5営業日を要するということはなく、明白に緊急性がある場合等、早急に査証を発給する必要があると判断する場合には、柔軟に対応している（標準処理期間を5営業日としている）。 なお、医療滞在ビザにおいては、創設当初より患者の身の回りを世話をする目的の同伴者についてもビザ発給の対象としている。
						外国人患者の医療滞在ビザ発給における身元保証機関の条件緩和 治療の必要な外国人患者を円滑に受け入れるため、ビザ発給における身元保証機関を、自治体又は自治体が指定した機関で実施可能とする。	外務省 経済産業省 国土交通省	我が国の査証政策は重要な外交政策の一つとして，二国間関係や，国際情勢の変動，感染症対策，国内治安等の状況の変化を踏まえた機動的かつ弾力的な対応が求められるものである。 本提案のとおり，国家戦略特区等の枠組みを利用し，地方自治体が医療滞在ビザについての身元保証機関を指定することは，査証政策を機動的・弾力的に実施できない場面が生じかねないため望ましくない。 なお，地方自治体が関与せずとも登録要件を満たせば，当該地域の医療機関等が身元保証機関になることは可能である。 医療滞在ビザの発行については，最低5業務日を要するということはなく，明白に緊急性がある場合等，早急に査証を発給する必要があると判断する場合には，柔軟に対応している（新型コロナウイルス感染症の影響を受けない通常の状況であれば，標準処理期間を5業務日としている）。 また，医療滞在ビザにおいては，創設当初より患者の身の回りを世話をする目的の同伴者についてもビザ発給の対象としている。
2	浜松市	国土縮図型都市における持続可能な都市経営モデル特区	日系4世を在留資格「定住者」として受入れる。	2018年7月に日系4世が在留資格「特定活動」の対象となり、日本での就労が可能となったが、年齢、日本語能力、受入れサポーター確保等の要件を満たす必要があることから、受入れが低調になっているとされている。	・出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第2の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件 ・出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件	就労制限のない在留資格「定住者」に日系4世を追加する。	法務省	日系四世の方については、日本社会との関係性が、日系二世・三世の方々と同様とまではいえないところ、日系四世の方に「定住者」としての在留を認める上では、日本語能力などの従来の日系三世の受入れにおける問題点が未解決であること、経済社会情勢による影響を受けやすいこと、日系四世のみならず家族を含めた受入環境の整備状況を勘案する必要があることなどから、慎重に検討を行う必要があり、現時点において日系四世に日系三世と同じ「定住者」として在留を認めることは困難である。 もっとも、平成30年から受入れを開始している「日系四世の更なる受入れ制度（「特定活動（43号）」）は、若い日系四世の方に日本文化を習得する活動等を通じて日本に対する理解や関心を深めてもらい、日本と現地日系社会との結び付きを強める架け橋になる人材を育成することを目的とするものであり、より多くの日系四世の方々に本制度を利用していただけるよう、制度や運用の改善の可能性について引き続き検討する必要があると考えている。

③≪外国人材≫国家戦略特区等にかかる検討要請回答

	提案主体の氏名又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
3	北海道河西郡更別村	スマート一次産業イノベーション特区	○スマート一次産業イノベーション関連 1.ロボット無人トラクターによる公道走行 2.管制システム実証実験(ドローン機体管理) 3.ドローン活用有害鳥獣駆除対策 4.ドローン活用による牛追い技術の確立 5.大規模農業のドローンによる生産管理 6.林業ドローンセンシング技術確立 7.水中ドローンによる検査点検の無人化 イノベーション技術の横展開事業関連 8.捜索機能への活用(防災・福祉) 9.管制システムと遠隔医療×物資輸送の連結化 10.ドローン教育の実施 11.農業ドローンを災害用ドローンへシフト 12.十勝スピードウェイを活用したドローンスポーツ ドローンを活用した様々な取組みを推し進め、農林水産業IOT先進技術の確立と普及を目指す。 ○農業支援外国人受入関連 1.最先端技術の早期実践導入に向けて外国人労働者確保 農業支援外国人受入関連の横展開 2.商工業、福祉関連分野への外国人労働者受入 ○農家への地域交通確保 1.白タク事業の実施(タクシー不足解消) ○農地を軸とした地域活性化 (農地利用促進関係)	国家戦略特区区域内において、受け入れる事業。 個人経営は保険は国保、法人経営は社保である。人手に困る小さな個人農家は受入できないこととなる。	国家戦略特別区域法第16条の5 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律	農業支援外国人受入事業の活用は、国家戦略特区でのみ活用できる。全国的な規制の緩和が必要である。国家戦略特区認定区域外の市町村は、外国人技能実習制度の活用となるが、受入枠の制限や家族での受入不可、農家の健康保険の実態と合わせた加入になっていない等、導入へのハードルがある。	農林水産省 厚生労働省 法務省 内閣府	ご提案の内容は、「国家戦略特別区域 農業支援外国人受入事業」の全国展開を要望するものと思われるが、本事業については、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」(平成30年12月25日閣議決定)において、農業が特定産業分野に位置付けられ、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れることが全国で可能となっていることから、「国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関等に関する指針」(平成29年12月15日内閣総理大臣決定、令和元年6月12日変更)において示しているとおり、本年3月で新規の受入れを終了し、段階的に特定技能の在留資格に係る制度(以下、「特定技能制度」という。)に移行することとしている。 なお、特定技能制度は特定の区域に限定されたものではない。
4	茨城県	課題解決とイノベーション創出の拠点(茨城発第４次産業革命)	◆茨城観光立県特区 外務省では，中国人個人観光客を対象に，沖縄県や東北6県で1泊以上することなど，一定の要件を満たす旅行者に対して，期間内なら何度でも訪日することが可能な「数次査証(ビザ)」の発給を行っている。 東北6県については，東日本大震災における被災県として，その措置が取られているところだが，本県も東日本大震災における被災県であるため，東北6県と同様に，中国人個人観光客に対する「数次査証」の発給要件へと措置いただくことで，今後増加の予想される訪日中国人観光客について，本県への誘客を促進する。	本県は被災県でありながら，「数次査証」発給の対象となっていないため，風評被害などのマイナス要因をカバーできるようなプラス要因に欠けており，国内では増加している中国人個人観光客の増加につながっていない。	出入国管理及び難民認定法第6条 ※　法令等ではなく，外務省の内部運用により，沖縄県及び東北6県は規制緩和されている。	本県は被災県でありながら，「数次査証」発給の対象地域となっていないことから，中国人個人観光客への訴求効果が低いため，本県も東北6県と同様に中国人個人観光客への「数次査証」の発給対象地域へと追加いただきたい。	外務省	我が国の査証政策は重要な外交政策の一つとして、二国間関係や、国際情勢の変動、感染症対策、国内治安等の状況の変化を踏まえた機動的かつ弾力的な対応が求められるものである。 本案のとおり、国家戦略特区等の枠組みを利用した場合、外交政策の枠外に新たな査証制度が別途構築されることとなり、外交政策を機動的・弾力的に実施できない場面が生じかねないため、対応不可である。

③≪外国人材≫国家戦略特区等にかかる検討要請回答

	提案主体の氏名又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
5	広島県	災害復旧・復興特区 （外国人材の受入れ業種拡大）	・広島県では，平成30年7月豪雨災害により甚大な被害が発生した公共土木施設について，優先度の高い箇所から順次復旧工事を進めている。 ・しかし，平成30年7月豪雨災害の復旧工事や東京オリンピック・パラリンピックを控えた首都圏での工事が増加しているため，工事に関わる人材の確保が困難となっており，入札の結果，不調不落が続いている。また，今後，令和元年山形県沖地震や台風15号，19号など全国で相次ぐ大規模災害への復旧対応によりさらに人材の確保が困難となるおそれがある。 ・特に交通誘導警備員の不足が顕著であり，こうした人材不足が，災害関連事業の遅延を生じさせる一要因となっている。 ・このため，特定技能制度で認められた14業種の他に，警備業のうち交通誘導警備業務を追加し，平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興を加速させる。	出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令に「警備業務」が含まれていないため，外国人材の活用ができない。	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する法務省令で定める産業上の分野は，次に掲げる分野とし，同項の下欄第一号に規定する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能及び同項の下欄第二号に規定する法務省令で定める熟練した技能は，基本方針にのっとりそれぞれ当 該分野（同項の下欄第二号に規定する法務省令で定める熟練した技能にあっては，第六号及び第七号に掲げるものに限る。）に係る分野別運用方針及び運用要領（当該分野を所管する関係行政機関，法務省，警察庁，外務省及び厚生労働省が共同して定める運用要領をいう。）で定める水準を満たす技能とする。 一介護分野　二ビルクリーニング分野　三素形材産業分野 四産業機械製造業分野　五電気・電子情報関連産業分野　六建設分野 七造船・舶用工業分野　八自動車整備分野　九航空分野　十宿泊分野 十一農業分野　十二漁業分野　十三飲食料品製造業分野　十四外食業分野	特定技能制度に交通誘導警備業務を追加し，外国人が交通誘導警備員に就くことを可能とする。	警察庁 法務省	特定技能制度については、改正出入国管理及び難民認定法（平成30年法律第10号）附則第2条において、「特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置を講ずるよう努める」ことが規定されている。 加えて、特定技能制度における特定産業分野の追加については、新たに外国人材の受入れが必要となる分野の所管省庁（警備業であれば警察庁）から、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にあること等を示していただき、それを踏まえ、その分野での受入れの適否を法務省を含む関係省庁で検討し、判断することとなるため、特定産業分野の追加については、全国的な視点から当該分野全体の人材不足状況等の客観的指標を基に検討がなされ、追加の要否を判断する必要がある。 なお、現時点で交通誘導警備業務の追加について業界団体からの要望はない。
6	株式会社JR西日本イノベーションズ	特定技能制度の鉄道分野全般への適用	特定技能制度の対象分野に、鉄道に関わる業務のうち、機械化が困難である設備保守業務や車両清掃業務等を追加する	・特定技能制度（14職種）に、鉄道分野が含まれていない ・人手不足感がエリアにより異なるため、業界全体としての人手不足の立証が困難	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令	特定技能制度に鉄道分野を追加する	国土交通省 法務省	特定技能制度については、改正出入国管理及び難民認定法（平成30年法律第10号）附則第2条において、「特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置を講ずるよう努める」ことが規定されている。 加えて、特定技能制度における特定産業分野の追加については、新たに外国人材の受入れが必要となる分野の所管省庁（鉄道分野であれば国交省）から、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にあること等を示していただき、それを踏まえ、その分野での受入れの適否を法務省を含む関係省庁で検討し、判断することとなるため、特定産業分野の追加については、全国的な視点から当該分野全体の人材不足状況等の客観的指標を基に検討がなされ、追加の要否を判断する必要がある。 鉄道分野においては、将来的な人手不足への対応の観点から、作業の効率化など生産性向上の取組を推進しており、その状況も踏まえつつ、必要な対応を検討していく。

③≪外国人材≫国家戦略特区等にかかる検討要請回答

	提案主体の氏名又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
7	株式会社JR西日本イノベーションズ	技能実習制度の鉄道分野への拡大	技能実習制度の対象職種に、鉄道に関わる業務のうち、機械化が困難である設備保守業務や車両清掃等を追加する	鉄道関係業務の多くが技能実習制度の対象に含まれていない	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号）	技能実習制度の対象職種に鉄道分野を加える	厚生労働省 法務省 国土交通省	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八条第二項第六号及び第九条第二号（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号）において、技能実習評価試験並びに第2号技能実習及び第3号技能実習を行うことができる職種・作業（2号移行対象職種）を規定している。 技能実習制度の2号移行対象職種を追加するには、職種追加を行おうとする業界団体が、関係業界内の合意や業所管省庁の同意を得た上で、 ① 同一の作業の反復のみではないこと ② 送出し国の実習ニーズに合致すること ③ 技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度が整備されていること という要件を満たすことについて、厚生労働省が開催する、学識経験者と労使からなる専門家会議の了承を得ることとしており、現行制度でも対応可能となっている。 なお、現在、鉄道施設保守整備職種（軌道保守整備作業）については、専門家会議で議論が行われており、2号移行対象職種の追加に向けて、業界団体、業所管省庁である国土交通省及び技能実習制度を所管する厚生労働省・法務省が緊密に連携して取り組んでいる。
8	茨城県	課題解決とイノベーション創出の拠点 （茨城発第4次産業革命）	◆外国人材の活用（医師） 外国において医師免許を取得し，医師として医業を行っている者が県内の医師不足地域の医療機関において，日本の医師免許を有する医師と同等に勤務することを可能にする。 外国医師の勤務先は受入医療機関及び診療科の希望に沿って決定することとし，医師不足地域内での異動も可能とする。 勤務条件等は受入れ医療機関において決定する。	医療研修を目的として外国医師等が特例的に医業等を行う場合には，厚生労働大臣の指定する病院において臨床修練指導医等の実地の指導監督の下に行うこととされ，期間も最長4年間と制限されている。	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律（第3条第1項から第6項） 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律施行規則（第1条）	医師法第17条等の特例等に関する法律に関わらず，対象区域内の医療機関においては，厚生労働省の指定がなくても外国医師の受入を可能にするとともに，受入期間についても上限を撤廃する。	厚生労働省	臨床修練制度は、国民の健康と生命の安全を確保しつつ、医療分野における国際交流の進展と発展途上国の医療水準の向上に一層寄与すること等を目的とした制度であり、臨床修練外国人医師等が医療に関する知識及び技能を取得できる環境を確保する観点、また、安易な受入に伴うトラブルを防止する観点から、厚生労働大臣が指定する病院には、大学付属病院であることや外国医師等に対し研修実績がある等の臨床研修指定病院である要件を定めているところであり、ご提案に応じることは困難である。 また、臨床修練制度の趣旨は前述のとおりであるところ、臨床修練外国人医師の受入期間については、研修を実施するに足る期間であると考えており、御提案に応じることは困難である
9	橿原市・高取町・明日香村・奈良県立医科大学	最先端医療を核とした飛鳥型インキュベーション地域の実現	重粒子線治療施設の継続的な運用を可能にする教育・研修制度の実施 ・重粒子線治療施設の運営に必須である、高度な専門医療人材（放射線医、医療物理学医、技術士、看護師等）の育成を奈良県立医科大学との連携により実施する。 ・海外から研修医、研修生の受け入れを実施し、最先端放射線治療を実施できる医師やコメディカルを養成する。 →技術としての治療機器だけでなく、導入後の運用能力をパッケージ化することで、放射線治療における日本の総合的な競争力を向上させる。	・「外国人医師版スチューデントドクター制度の創設」の制度が実現した時、研修目的で来日する外国人医師・看護師は、「医療」の在留資格要件を満足できない場合、研修中の医療行為で報酬を受け取ることができない。 ・現在、「教授」、「研究」を目的として来日する外国人医師を除き、自国民、外国人（2015年通知で緩和）の診察しか認められていない。日本人に対する治療を実現可能とするとともに、チーム医療の実現として、検査技師、看護師等のコメディカルの業務についても実施したい。	出入国管理及び難民認定法第2条の2・別表第2 医師法第17条 保健師助産師看護師法第31条第1項 二国間協定	報酬を得られる在留資格の創設と検査技師等への対象拡大 ・研修目的で来日する外国人医師が、研修中の医療行為に対して報酬を受け取ることができるようにする。	厚生労働省 法務省	「外国人医師版スチューデントドクター制度の創設」のご提案については、臨床修練制度の趣旨に照らし対応困難であるため、「外国人医師版スチューデントドクター制度の創設」のご提案を前提とした本提案は不要であると考える。

③≪外国人材≫国家戦略特区等にかかる検討要請回答

	提案主体の氏名又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
10	橿原市・高取町・明日香村・奈良県立医科大学	最先端医療を核とした飛鳥型インキュベーション地域の実現	重粒子線治療施設の継続的な運用を可能にする教育・研修制度の実施 ・重粒子線治療施設の運営に必須である、高度な専門医療人材（放射線医、医療物理学医、技術士、看護師等）の育成を奈良県立医科大学との連携により実施する。 ・海外から研修医、研修生の受け入れを実施し、最先端放射線治療を実施できる医師やコメディカルを養成する。 →技術としての治療機器だけでなく、導入後の運用能力をパッケージ化することで、放射線治療における日本の総合的な競争力を向上させる。	・指定病院及び緊密に連携した診療所で厚生労働省が指定するもののみ外国人医師の受入が可能であるが、連携体制のある診療所や在宅医療での受入はできない。	医師法１７条 補助看護法 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律　第2条5 国家戦略特別区域法第24条の2	外国人医師等臨床修練制度の拡充 ・臨床修練制度を活用し、医療分野における国際交流の進展に資する観点から、外国医師の受入れを、現在の「指定病院との間で緊密な連携体制が確保された診療所」から、指導医による指導監督体制を確保し、国際交流の推進に主体的に取り組むものであれば、「単独の診療所及び在宅医療」にも拡充する。	厚生労働省	臨床修練制度は、国民の健康と生命の安全を確保しつつ、医療分野における国際交流の進展と発展途上国の医療水準の向上に一層寄与すること等を目的とした制度であり、臨床修練外国人医師等が医療に関する知識及び技能を取得できる環境を確保する観点、また、安易な受入に伴うトラブルを防止する観点から、厚生労働大臣が指定する病院には、大学付属病院であることや外国医師等に対し研修実績がある臨床研修指定病院であること等の要件を定めているところであり、ご提案に応じることは困難である。
11	橿原市・高取町・明日香村・奈良県立医科大学	最先端医療を核とした飛鳥型インキュベーション地域の実現	海外からの外国人患者の受入増加による継続可能な集患モデルの構築 ・国内に限らず、海外の医療機関から放射線治療適応患者の紹介ルートを確立する為、海外の専門研究機関や医療機関との連携を強化する。 ・日本国内で治療を希望する海外の患者に対して、最適な医療機関の紹介、来日に要する手続きの迅速化、滞在中のサポートなど、海外患者の受入態勢を整えるとともに、選ばれるための医療機関の発信力を強化する。 ・国際病院機能を実装し、医療通訳者、翻訳、院内多言語化の導入を行う。	・医療ツーリズムの実現には、国際医療コーディネーターなどの専門職種の育成・普及が必須であるが、現在は認定資格がない。 （国内向けの医療コーディネーター資格や医療滞在ビザに関わる身元保証機関として国際医療交流コーディネーターの法人登録基準などはある。）	医療法、旅行業法 ・医療法第1条の4第2項、医政発第0912001号（診療情報の提供等に関する指針の策定について）、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン ・医療滞在ビザに係る身元保証機関となる医療コーディネーターの登録基準（外務省・経産省） ・医療滞在ビザに係る身元保証機関の登録基準（観光庁）	国際医療コーディネーターの認定資格制度の創設 ・海外医療機関との連携、国内の外国人向け医療への対応の為、国際医療コーディネーターの認定資格制度を創設する。 ・医療コーディネーターによるインフォームドコンセント（現在は医師・看護師など医療従事者による努力義務）を可能にする、医療コーディネーター事業者登録要件にする（他の要件を緩和）など、認定資格者が可能な業務領域を拡大し、国際医療連携における医師等の負担を軽減するとともに、医療ツーリズム実現において重要なコーディネーター人材育成を進める。	厚生労働省 経済産業省 国土交通省	ご提案の国内の外国人向け医療への対応については、医療機関において、外国人患者を安全かつ円滑に受け入れるための調整を行い、医療通訳者や医療従事者が活動しやすいようサポートを行う外国人患者受入れ医療コーディネーターについて、平成26年度より医療機関に配置する際の支援を行うとともに、令和元年度より養成研修を実施するなど、医療機関が外国人に円滑に医療を提供するための支援を行っている。また、ご提案の「国際医療コーディネーター」について詳細を把握していないが、医療機関における外国人向け医療の対応については求められる役割が様々であるところ、一律に認定基準を設けて資格を創設することについては、様々な課題があるものと考えられる。
12	一般社団法人　神戸東洋医療学院	日本鍼灸医学海外普及人材育成事業	日本のはり師きゅう師国家資格を取得した外国人に在留資格（就労）を認め日本ではりきゅう業が出来るようにする。日本の鍼灸医学を学ぶ人材を海外からも呼び込む。	日本の国家資格であるはり師きゅう師免許を取得しても外国人に就労が認められていない。	出入国管理及び難民認定法および法務省設置法	日本のはり師きゅう師国家資格を習得した外国人に、はりきゅう業が出来るように在留資格に「はり師又はきゅう師」を加える。	厚生労働省 法務省	鍼灸師については、年々就業者数が増加している一方で、地域によっては、施術所の数が減少している状況にあり、外国人鍼灸師が増加することで日本人鍼灸師の就職環境に影響を及ぼす恐れがあるため、ご提案に応じることは困難である。 在留資格「医療」の「出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令」を改正することで御提案の内容は実現できると考えられるが、外国人に対しはりきゅう業に従事することを認めるか否かは、はりきゅう業を所管する省庁の意向を踏まえた調整が必要である。
13	橿原市・高取町・明日香村・奈良県立医科大学	最先端医療を核とした飛鳥型インキュベーション地域の実現	重粒子線治療施設の継続的な運用を可能にする教育・研修制度の実施 ・重粒子線治療施設の運営に必須である、高度な専門医療人材（放射線医、医療物理学医、技術士、看護師等）の育成を奈良県立医科大学との連携により実施する。 ・海外から研修医、研修生の受け入れを実施し、最先端放射線治療を実施できる医師やコメディカルを養成する。 →技術としての治療機器だけでなく、導入後の運用能力をパッケージ化することで、放射線治療における日本の総合的な競争力を向上させる。	・医師、看護師、診療放射線技師、物理工学専門家、技術員などが粒子線施設の長期間の研修を行いたいが在留期間が最大１年となっている。	出入国管理及び難民認定法施行規則第３条・同別表第２ 法務省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成27年内閣府・法務省令第4号）	【No.7】粒子線治療の研修に係る出入国管理及び難民認定法施行規則の特例 海外への粒子線治療の普及と日本製診療用粒子線治療機器の輸出促進を図る観点から、粒子線の治療に係る研修を目的として、外国の医師、看護師又は診療放射線技師や、放射線物理工学の専門家、技術員が入国する場合、在留期間を最長２年とする。	法務省	国家戦略特区では、海外への粒子線治療の普及や日本製の診療用粒子線照射装置の輸出を促進するため、外国人医師等が粒子線の治療の研修を目的として入国する場合、在留資格「研修」を付与するに当たって、一定の要件を満たすものについては、決定する在留期間を2年にできる特例措置を講じていたが、国家戦略特区以外においても「2年」の在留期間を決定することができる措置を令和5年3月に講じた。